

兵高教組 学習討議資料 調査情報 2017年9月8日 9号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
FAX : 078-351-3185
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

8月8日人事院勧告 昨年到现在低額回答、物価上昇にすら追いつかず

官民較差0.15% < 物価上昇率0.4%

8月8日、人事院は国会と内閣に対して、国家公務員の給与等に関する勧告・報告を行いました。この勧告を受け、高教組は県人事委員会との交渉に臨みます。今回の調査情報では、交渉開始を前に人事院勧告について、一緒に考えてみたいと思います。

4年連続の引き上げ、しかし超低額

月例賃金は4年連続の引き上げ勧告となりました。それは、私たちの運動の成果であり、評価できることです。しかし、その額は物価上昇率0.4%に及ばない超低額であり、また、中高年齢層の多くは「総合的見直し」による現給保障を受けています。400円の引き上げで現給保障額を超える職員はわずかで、多くの中高年齢層の職員にとって賃上げとはなりません。

反面、初任給はここ4年で7,000円上がっており、若年層も同程度上がっています。

官民較差	民間・・・	411,350円
	公務・・・	410,719円
	官民較差	631円 (0.15%)

月例給	初任給	・・・1,000円のアップ(若年層も同程度)
	その他	・・・400円を基本にアップ

◆ 人事院勧告とは ◆

私たち公務員は、労働基本権が制約されており、民間のように争議行為（ストライキ）を構えるような交渉は禁止されています。そのため、国家公務員の賃金や労働条件については、第三者機関である人事院が4月段階の民間と公務の賃金を比較して、「公務員が民間に比べて〇〇円低いから、〇〇円上げなさい」というのが人事院勧告です。地方公務員の場合は、県の人事委員会が同様に調査をして人事委員会勧告を出します。

国家公務員の現給保障は来年廃止

国家公務員の現給保障は、2015年の「総合的見直し」で、高齢者を中心に賃金を大きく削減（約4%、55歳で15,000円程度）した際に激減緩和措置として導入されました。国は現給保障期間を3年と定めています。この3年間で高齢層では、ベースアップと定期昇給を合わせても現給保障額に追いつかないことが多く、給料表の額が現給保障額に追いつかなければ、現給保障の廃止とともに大幅な賃下げになります。その額は多い人で1万円を超えます。

官民較差の一部は中央官僚優遇へ

現給保障者は、給料表が改善されても、給料表の額が現給保障額を超えなければ実質の賃上げにはなりません。ですので、官民較差による原資を給料表引き上げに配分しても、その分だけ原資が余ってきます。本来であれば、その余った原資は現給保障者に何らかの形で配分すべきです。

しかし、人事院は昨年に引き続きそれを本府省業務調整手当に配分しました。

◆ 本府省業務調整手当とは ◆

震が関の官庁に勤務する国家公務員に支給される手当です。一部のエリート官僚だけを優遇する手当です。

民間との賃金較差を官僚等の手当に配分するなど言語道断です。それだけでなく、地域手当によって、国家公務員の賃金は勤務場所によって最大で20%の格差があります。「総合的見直し」とは、賃金を全体的に削減して、地域手当で補完するというものですが、今回の措置はさらにそれを広げようとするものです。平均すると、官民較差の配分は、次のようになります。

官民較差の配分(631円の配分)

月例賃金	456円
本府省業務調整手当	119円
跳ね返り	56円

※跳ね返り：地域手当のように、俸給の改定に伴い自動的にアップする分

一時金は0.1月アップ

一時金も昨年同様、0.1月の引き上げを勧告しています。これによってこの4年間で0.45月引き上げられたこととなります。

一時金支給割合	民間：4.42月	公務：4.30月
	官民較差・・・0.12月	
一時金	0.1月引き上げ、年間4.4月とする (引き上げ分は勤勉手当に充当)	

しかし引き上げ分は、勤勉手当

一時金の引き上げは、すべて勤勉手当の引き上げとなり、これも4年間同様です。その結果、一時金に占める勤勉手当の割合が年々増加しています。

2013年人勸時	期末2.6月	勤勉1.35月
	↓	↓
2017年人勸	期末2.6月	勤勉1.80月

17確定第1波学習決起集会

日時 9月16日(土) 14:00～
場所 学校厚生会館2階大会議室

まずは、しっかりと学習しましょう

期末手当は、全員一律に支給されるものですが、勤勉手当は国家公務員では人事評価により差別支給されており、その賃金格差をさらに広げようとするものです。私たちは、一時金をすべて期末手当に一本化するよう要求しています。

ただ、一時金0.1月の改善は、教諭で言えば年3～5万円ほどの賃金改善につながります。

再任用者の賃金、一時金は微増にとどまる

再任用者の賃金は、若年層以外の職員に準じて400円引き上げることを基本にしています。また、一時金は0.05月分の引き上げで、これも勤勉手当に充てるとしてしています。

しかし、再任用者からの強い要求である住居手当・扶養手当について人事院は何の言及もしていません。また、定年延長について前向きの姿勢を示しましたが、定員問題や総人件費抑制方針等との関係で、給与や退職手当、定数のあり方に関する議論が不可欠です。

非常勤職員の労働条件

報告の中で「非常勤職員の勤勉手当に相当する給与の支給」について言及しました。また、「慶弔に係る休暇についても検討していく」と述べています。

非常勤職員の勤勉手当について、今回の報告では、実施に向けて各府省に要請・指導するというものであり、勧告としての拘束力はありません。また、夏季休暇の新設や病休などについては言及せず、慶弔に係る休暇についても検討を進めると述べるにとどまっています。

◇第一部 学習講演
「2016確定交渉の到達点と
2017人勸と今年の課題について」
◇第二部 行動提起と意見交流、意思統一